

共同研究及び受託研究の手数料算定基準

鹿児島県立試験研究機関の共同研究に関する指針及び鹿児島県立試験研究機関の受託研究に関する指針に基づく研究経費は次の算定による実費を基礎として算出することとし、その算定の要素を大別して人件費、光熱費、減価償却費、消耗品費及び雑費とする。

1. 人件費

人件費は、当該研究を実施する職員の給与に関係なく、次に掲げる1人1時間当たりの人件費の単価に研究に要する延べ実労働時間を乗じたものとする。

1人1時間当たり = (各試験研究機関1人1時間当たりの平均単価とする)

各試験研究機関1人1時間当たり =

$$\frac{\text{試験研究機関毎の研究職職員前年度総給与額(本俸+扶養手当+暫定手当)}}{\text{試験研究機関毎の研究職職員前年度総数} \times \text{1年間の時間数}}$$

2. 光熱水費

光熱水費は当該研究に使用する電気料金、ガス料金、水道料金とし、算定方法については別紙(昭和59年3月10日付の行政財産の目的外使用許可に係る光熱水費の算定 について(通知))と管 第263号昭和61年1月9日付の同(通知)により行うものとする。

3. 減価償却費

減価償却費は当該研究に使用する機械器具装置の損料とし、1時間当たりの単価に所要時間数を乗じたものとする。

$$1 \text{ 時間当たり} = \frac{\text{購入価格} - \text{残存価格} + \text{補修費, 部品補充費}}{\text{耐用年数} \times \text{1年間の時間数}}$$

(1) 購入価格

機械器具, 装置の購入価格

(2) 残存価格

固定資産が耐用年数に達したときにおいて、その資産を売却処分する見込額で概ね購入価格の10%とする。

(3) 補修費, 部分補充費

改造又は修繕に要する費用と部分を補充する費用で概ね購入価格の50%とする。

(4) 耐用年数

「固定資産の耐用年数等に関する省令」(昭和26年大蔵省第50号)における機械装置の耐用年数を参考として次のとおりとする。

機械装置 5 ~ 10年

(5) 1年間の時間数

鹿児島県職員の1年間の勤務時間数とする。

4. 消耗品費

消耗品費は当該研究に使用される薬品消耗器材費とする。

5. 旅 費

旅費は、当該研究のため調査等に要するものの費用とする。

6. 印刷製本費

印刷製本費は、当該研究に必要な印刷費とする。

7. 通信運搬費

通信運搬費は、当該研究に必要な通信費とする。

8. 備品購入費

備品購入費は、当該研究に使用する備品等の購入費とする。